

## 「第30回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和元年9月13日(金曜日) 19:00～21:32

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 石河琵琶湖環境部長、中村参与、三橋最終処分場特別  
対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、駒井主査、金崎  
主任技師、小形主任技師、井上主事、田中主事

※コンサル4名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 藤村副市長、西村環境経済部長、殿村環境政策課長、  
武田課長補佐、矢間主幹

(自 治 会) 赤坂、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会  
から計10名

(県議会議員) 0名

(市議会議員) 田中市議、田村市議、里内市議、梶原市議、西田市議

(傍 聴) 4名

(報道機関) なし

(出席者数 40名)

司会：皆様、こんばんは。定刻となりました。本日、協議会の開催に先立ちまして、一点事務局のほうからご提案をさせていただきたいと思っております。

栗東市のほうから藤村副市長を次回以降、協議会の構成員に追加したいという打診がございました。

これは今回から家庭系ごみの調査結果の報告をされること、また当面の敷地管理、跡地利用につきまして、本格的な議題となる時期が来たという理由によるものと聞いております。

協議会の構成員につきましては、旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要綱の別表で定めておりますことから、本日お配りしております改正案のとおり、要綱を改正いたしまして、次回以降の協議会の構成員として、栗東市副市長を追加するというご提案いたします。

改正部分は、お手元にお配りしております改正案、A41枚のものですが、こちらの裏面にごございます「別表 協議会構成員」のうち「栗東市」の部分です。

この件につきまして、皆様からご意見ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようございますので、ただいまご提案のとおり、旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要綱の別表を改正することといたします。改正後の要綱につきましては、次回の連絡協議会で配付をさせていただきます。

それでは、ただいまから第30回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の石河よりご挨拶申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。県の琵琶湖環境部長の石河でございます。

週末の夜分お疲れのところ、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。本年度、第2回の連絡協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年度、1回目の協議会は6月10日に開催をさせていただきました。本日はその後の状況の報告とご協議をさせていただきたいと思っています。

次第にお示しさせていただきますように、大きく5項目ございます。

1点目は、前回の開催結果の振り返り。

2点目に二次対策工事等の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。前回の協議会の翌日、6月11日に現地説明会を開催させていただきました。

有害物掘削のFG工区の施工状況とか、DE工区西側の市道側の掘削が終わりましたことから、地山の状況を確認していただくというようなことをさせていただきました。多くの方にご参加いただきまして、ありがとうございます。

今日、後ほど、改めてこのDE工区でありますとかFG区画の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

3点目、今年度、第一回目のモニタリングの調査結果の報告をさせていただきます。今回も数値としては大きな変動はございませんでしたが、今後も注意深く見ていきたいと思っております。

また、昨年度の協議会で議論になりました家庭系ごみに関しまして、新たに設置しました井戸の調査結果が出ましたので、ご報告させていただきます。地下水の水質基準を上回るものは出ませんでしたが、後ほど詳しく報告をさせていただきます。

4点目が引き続き、二次対策工事後のモニタリング調査の計画について、協議をさせていただきます。調査方針は平成24年10月の協定書に基づきまして、5年を目途に協議会で対策工事の有効性を確認するという事となっております。これまで調査地点でありますとか、調査項目、評価方法などそういう基本的な項目について、協議をさせていただいてご理解いただいているところですが、今後、より評価に関する詳細な項目につきまして、協議を進めさせていただくこととなります。

今日は調査頻度でありますとか、下流井戸の電気伝導度などの常時監視について協議をさせていただきたいと思っております。

最後、5点目、今回新たに「当面の敷地管理について」ということで議論を始めさせていただきたいと思っております。二次対策工事の掘削も終わりに近づきまして、覆土や排水設備の工事に着手し、来年度には予定どおり完

了する見込みとなっております。

今後、課題となっております、当面の敷地の点検や維持管理、それからまた水処理施設の保守などにつきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今までと同様、皆さんとしっかりと情報を共有し、ご意見をしっかりと伺いながら、着実に二次対策工事を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：本日の司会進行は、私、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の井上が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、あらかじめ2点お断りをさせていただきます。

まず1点ですけれども、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆様と県及び市の意見交換の場でございますので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けをしないこととしております。

2点目ですけれども、会場の使用時間の関係で、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。そのため、議事の進行状況によりましては、議題の途中でも次の議題に進む場合がございます。本日の議事は5題を予定しております。円滑に進行ができますよう、皆様のご理解をお願いいたします。以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日お配りをしております資料の確認をさせていただきます。ここからの説明で使います資料は、6種類でございます。

まず、1点目、次第でございます。こちら1ページ。続きまして、資料1第29回連絡協議会の開催結果、こちら2ページでございます。それから、資料2 工事等の進捗状況について、今スクリーンに映っているものでございますが、こちら22ページでございます。続いて資料3 令和元年度第1回モニタリング調査結果について、こちらが全30ページでございます。続いて資料4 二次対策工事後のモニタリング調査計画について、こちら全15ページ。それから最後に資料5 当面の敷地管理について、こちら2ページでございます。以上です。

資料が足りない方はいらっしゃいませんか。

会議の途中でも、資料の落丁、乱丁等ございましたら、おっしゃってください。また、会議中は前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、適宜、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事1 前回の開催結果につきまして、ご説明いたします。

室長補佐：小野と申します。よろしくお願い申し上げます。

開催結果の説明を一つ一つ読み上げさせていただきます。

まずは1つ目の「前回の開催結果の確認について」です。1つ目は質疑ではありませんが、読み上げさせていただきますと、北尾団地側の土地の貸付契約について、第28回連絡協議会において契約書はあるのか等の質問があったことから、契約内容を説明したうえで、契約書の写しを回覧させていただきます。

次は質問になります。読み上げます。50cmの覆土を行ったため、地上で子どもが直接、ごみを触れることなく安全であることが、子どもの遊ぶ環境で地下50cm以下がごみでもいいのか。教育施設の広場の地下の規定はあるのかとの意見がありました。

これに対しましては、環境基準には二通りあって、どういう経路で人間に害を及ぼすかで判断します。一つは水経路で、もう一つは空気経路があります。地表から巻き上げられるほこりを吸って問題があるかどうかは、ごみが地表面に露出している場合、そのごみの含有量の濃度によります。現地では覆土することでごみからの埃を吸うことがないので問題はないという理解ですというふうに回答しました。

ここでもう少し意見に対して説明をさせていただきます。教育施設での規定はあるのかという質問もありましたので、県の学校建設に関係する部署に確認をしましたところ、特に規定はないようで、これから説明する2つの法に基づいているということでした。

まず、廃棄物処理法という法律がございまして、この法律では安定型最終処分場の維持管理基準として、埋立処分が終了した土地を他の用途で使用する場合には、おおむね50cm以上の覆土をするように規定されております。

そして、もう一つが、土壤汚染対策法についてなんですけども、法に規定する調査で土壤含有量基準を超過し、人が立ち入ることができる土地については、50cm以上の覆土をするように規定をされているということでございます。補足のほうは以上でございます。

次は2つ目の「工事等の進捗状況について」でございます。

1つ目は5ページの法面整形及び覆土の件についてだが、防草シートは台風などでまくれ、草が生える。年4回の草刈りでかろうじて状態を保っている。シートの施工が現場に合わないと思うとの意見がありました。

これに対しまして、現計画では、防草シートを施工する計画となっておりますが、北尾団地は先行させて施工させていただき5年経過し、台風などの影響で防草シートの施工について見直すところもあり、工事が終われば維持管理する必要もありますので、もう少し時間をかけて検討させていただきたいというふうに回答させていただいております。

次に2つ目になります。このRD問題が発して十数年たっていると思うが、資料13ページの掘削した廃棄物の写真で、いまだにこういうもの、ドラム缶のことになりますが、出ていることに驚いている。こういう不燃物はどのように処理されるのかとの意見がありました。

これに対しましては、ドラム缶は不燃物ではなく、高温で焼却できる業者で焼却処理していますというふうに回答させていただいております。

続きまして、3「平成30年度第4回モニタリング調査結果について」です。

1つ目は、過去のグラフを見てみると、数値がちょっと上がって、その後おさまっている井戸があるが、そういう現象がそれぞれ説明できるのかというご意見がありました。

これに対しましては、場合によっては、明確に原因を解明できない場合もありますが、その都度、考察をさせていただいておりますというふうに回答させていただいております。

続いて2つ目になります。平成22年度に測る方法を変えたので、水銀や鉛が出なくなった。数値が下がったとの意見がありました。

これに対しましては、より正確な測定方法に改めたと理解してほしいというふうに回答させていただいております。

裏面になります。質問になります。揚水ピットでのダイオキシンの測定結果について、0.69pg-TEQ/Lという結果が出ており、基準値よりは低いものの、揚水ピットは水があちこちから集まってくるもので、もっと濃い地点がどこかにあるのではないかと懸念しているというふうな意見がありました。

これに対しましては、揚水ピットは、通常の井戸のように土の間を通過して濾された地下水とは違い、排水管を通して集められた水がたまる構造になっています。過去に17 pg-TEQ/Lを測定したこともありましたが、これは工事により土混じりの水が排水管に流れ込んだことにより、土の粒子を含んだ状態で測定されたと思われると回答いたしております。

続きまして、4番の「二次対策工事後のモニタリング調査計画について」です。

1つ目は、資料2の2ページに、モニタリングの目的として①と②がある。①は住民側と県が結んだ協定に基づくものである。協定では、二次対策工事の有効性を確認し、有効でないと判断された場合には、県は対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し実施すると規定されている。

室長補佐：一方、②は特定支障除去等事業計画に基づくものであり、国からお金をもらって行う事業の有効性の確認である。②は、国が決めているのなら絶対基準で構わないと思う。ただ、住民側はこの処分場によって環境が悪化することがもうあり得ないという状況をつくってほしいという思いで協定を結んでいるので、①は絶対基準ではなく相対基準にする必要があると思う。水質の調査で、処分場の影響を受けていない水が処分場を通過して下流に到達した際に同様の水質であるならば、この処分場の影響はないと言える。そこで処分場の上流と下流で、例えば電気伝導度の値を比較すると、ほぼ0から70～80まで上昇している。つまり、処分場の下を通る間に

地下水の水質は悪化していると言える。この工事によってこの差がなくならないと、この処分場の影響はまだあると判断せざるを得ない。処分場の影響がある限り、住民側は追加工事を要求することができるということで間違いはないかとの意見がありました。

これに対しまして、工事の目的は支障となるものを除去して生活環境を保全していくことで、環境基準による絶対評価となりますが、バックグラウンドとの比較という観点も重要と思っており、今後、アドバイザーの先生方にもしっかりご相談しながら、また改めてお示しさせていただきたいというふうに回答させていただいております。

次、2つ目になります。4ページの調査①水位調査の右側の図であるが、揚水ピットはポンプで水をくみ上げており、ポンプ近くであればくみ上げによる水位の影響が大きく、離れば少ないだろうと思う。この水位の差を測る際、ポンプをどれだけの期間停止するのかとの意見がありました。

これに対しまして、具体的なポンプを止める時期等については検討中です。調査開始前までにはしっかり検討させていただきますというふうに回答させていただいております。

5番の「その他」のほうには、ご意見はございませんでした。以上となります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事2 二次対策工事等の進捗状況につきまして、ご説明いたします。

主任技師：工事を担当しております金崎と申します。

それでは、資料2 「工事等の進捗状況について」を説明させていただきます。

お手元のカラーの資料と同じものを手前のスクリーンに映しておりますので、こちらも併せてご覧のほど、よろしく申し上げます。

今年度の施工箇所になりまして、こちらは7月24日に撮影しました敷地全体の写真になります。AからE工区、5つの工区に分けて工事のほう、施工しております。現在では、こちらB工区で洪水調整池の整備のほうを進めております。DE工区、入り口側の廃棄土掘削をしてから、掘削した箇所の底面遮水工を実施しております。あと、有害物掘削でFG区画やE区画の有害物掘削の除去。敷地中央の埋め戻し可能物、選別土の仮置きになりますが、こちらにつきましては順次、埋め戻しを行っております。あと、こちら白い建物にある選別処理施設や水処理施設では、運転管理を常時行って、水処理施設では処理した水は下水道へ放流しております。

今年度の工程になりまして、先ほどの施工箇所の施工の時期をあらわしています。前回の連絡協議会の翌日に、西側の廃棄物の掘削状況といこと

で現場見学会を開催させていただきました。見学の状況は、また後ほどご説明させていただきたいと思っております。また、廃棄物・有害物土の掘削につきましては、工事が大分進んでおりまして、10月の下旬ごろに全ての廃棄物、有害物土の掘削が完了する予定であるという状況でございます。

こちら、最後の掘削箇所の範囲が、先ほど申しましたE工区の入り口付近になりまして、こちら掘削後の状況をまたご確認させていただくために、現場見学会を10月の中旬ごろに開催させていただく予定でございます。また、見学会につきましては、別途、改めてご連絡、ご案内のほうさせていただきたいと思っております。

また、こちら廃棄物の掘削が完了いたしましたら、選別施設の解体を行っていききたいと思っております。また、廃棄物土・有害物土の掘削土量につきまして、当初説明では約25万立米と説明をしておりましたが、現在の見込みでは約24万2,000立米になる見込みでございます。その他の工種の工程につきましては、工程表のとおりとなります。

こちらB工区の状況になります。現在は、洪水調整池の整備に向けて、周辺を整備しているという状況になります。

DE工区の状況ということで、廃棄物土・有害物土の掘削状況となります。写真の奥側が西側になります。その掘削後の状況がこちら写真のようになりまして、つぼ掘り状になっているという状況になります。こちは全て廃棄物土の掘削をしまして、地山を確認して掘り止めとしております。

先ほどの西側の掘削状況の地層の状況になりまして、先ほども申しましたこういった形のつぼ掘り状に掘られており、廃棄物土は周囲にはこちらKc3層が確認できて、下にはKs2層 砂質土層になりますが、そちらのほうを確認されたということになります。深いところでは129mで、こちら「135m」と書いてありますが、道路から7mか8mほどの高低差があったということになります。

こちらが西側の掘削状況の現場見学会の開催状況になります。DE工区の掘削状況と合わせて、FG区画と有害物掘削の状況もご確認いただきました。参加者といたしましては、14名の方にご参加していただきました。

こちらは底面・側面遮水工ということで、DE工区の東側の廃棄物の掘削状況でございます。こちらと同じように廃棄物を全て掘削して、Ks2層の周囲にKc3層の粘性土層があることを確認いたしまして、廃棄物の掘り止めとしております。

今回、底面・側面遮水工、これら西側、東側の廃棄物の掘削を行いまして、掘削の状況、また地層の状況から底面・側面遮水工を一部見直していくというところがございます。

内容といたしましては、側面遮水工の天端ライン、青色で計画しておりましたが、No.9付近、こちらですね。西側の地層の粘性土層が厚く高い位置で確認することができました。こちらの粘性土層を有効利用するために、側面遮水工の天端、通りの位置を赤色の内側のほうに見直しを行いました。

今後、こちら入り口側に当たるんですが、こちらピンクの箇所の廃棄物の掘削を終えてからこちら遮水工のほうを実施すると、そういう形になります。

こちらが底面・側面遮水工の施工状況になり、まだ整備する前の状況になります。今回、実施した箇所がこちらの赤色の箇所になります。こちらが実際に底面・側面遮水工を実施しました状況になります。底面遮水工につきましては、1m以上の厚みで行いまして、品質管理につきましては今までと同様に現場密度試験と透水試験を行いまして、いずれも基準値を満たすという結果を得られています。

こちらは底面・側面遮水工の施工後の状況になります。こちらの写真①が全景になりまして、こちらが施工済みの写真になります。この後、順次、底面排水管の設置と選別土の埋め戻しを実施していきます。

続きまして、有害物掘削除去になります。FG区画、こちらになります。FG区画につきましては、現在、矢板の引き抜きのほうを実施しております。今ほとんど選別施設のある高さまで埋め戻しができているという状況になります。

続きまして、E区画になります。こちら7月の写真では、全旋回オールケーシング工法による砂置換のほうを施工しておりましたが、こちら7月下旬に完了しております。現在は鋼矢板の打設を行っております。鋼矢板の打設が完了いたしましたら、有害物の掘削除去を行っていきます。

以上が工事の進捗状況になりまして、こちらから掘削した廃棄物について、説明者を代わらせていただきます。

主幹：どうも。廃棄物のほうの担当をさせていただきます藤原です。続けさせていただきます。

前回の協議会のときにドラム缶が5月15日から17日に出てきたということで、今、分析途中ということでお知らせしましたが、分析の結果が出ましたのでご報告させていただきたいということで、ドラム缶5本とペール缶1本について分析の結果、特別管理産業廃棄物の判定基準の超過した、カドミウムが超過したのが2本ございました。それらについては特別管理産業廃棄物として処分予定で、残りのドラム缶3本とペール缶は基準以下だったということで、通常の焼却処分を予定しております。

このスライドは前回と同じものですね。この位置で見つかったということでもあります。

分析結果のほうを一覧で示させていただいております。サンプルとしましては、No.1からNo.6ということで、1から5までがドラム缶で6が一斗缶で、内容物は全てタール様の固結物ということになります。この「(注1)」と書いてあるところですが、これはPCBの含有試験ということで、油の判定基準0.5ミリグラムパーキログラム未満ということで、全てPCBが含まれていないということがございます。



この「(注2)」から右側、二段になっているんですけども、ここは埋め立てるときの判定基準ということになるんですけども、溶出試験で行っておりまして、画面では黄色っぽく見えているところが基準は超えてないけど、検出されたということです。

この下の欄。ここは「判定基準」で、その下が「定量下限値」ということになっております。この定量下限値を超えて、判定基準よりも低いということで検出されたというのが緑ないし黄色で見えているところです。

それで、この赤茶色っぽく見えているところ、これが基準を超過したということで、基準が0.09に対して0.11、0.13ということで、1.5倍までいかないですけど、基準を超過したということで、その2本に関しては特別管理産業廃棄物として処分いたします。そのほかのドラム缶などについては、通常の焼却ということにさせていただきます。

そのほか、特異な廃棄物として出てきたものとしましては、先ほどありましたけども、このE工区、全旋回オールケーシング掘削して、縦に穴を掘ってそこのところに潰れたドラム缶が出てきまして、そこには土砂が入っているだけで、ほかのものは何も入っていないという状況でございました。それは4月に出てきました。

主幹：それから、5月から8月にかけて、E区画で全旋回オールケーシング掘削で、穴を掘ったところから、内容物が何も入っていない潰れたドラム缶、合計23本のドラム缶が出てきましたということで、全て焼却処分という予定をしております。

ほかに医療系のガラス瓶が出てきたということで、このFG区画は土留めをして廃棄物土掘削を行ったんですけど、5月22日に星印のこのあたりで医療系の瓶などが、プラスチック用品、それから中に一部注射針とかも出てきたんですけども、そういうものが土砂と混じった状態が出てきましたので、約0.5m<sup>3</sup>ということですね。これをフレコンバッグに移しまして保管しております。

それから、E区画のオールケーシング掘削でも何か所かで医療系の瓶とかプラスチック容器が出てきました。廃棄物土を選別したものから瓶が出てきました。あと、土と混ざったようなものも出てきていましたので、それら約0.76m<sup>3</sup>もフレコンバッグに入れまして保管しておりまして、最終的には焼却処分という予定をしております。あと、選別工程で0.01m<sup>3</sup>ほど出てきております。

それから、もう一つ、これは工事情報でもお知らせしたんですけども、安定器というものがあるんですけども、これが照明器具に流れる電流を安定させる装置で、内部に小型のコンデンサーがありまして、ここにコンデンサーがありまして、この中に絶縁油が数十グラム程度入っているんですけども、その中にPCBを含むものがあります。それでDE工区を中心に二次

対策工事でたくさん出てきておりました、安定器が7月段階で569個出てきておるんですけども、それらを処分するために整理の作業が必要なんですけども、その作業中に土がついたりしますので、それらをとって一個一個、確認をしたところ、そのうちの1つの安定器の表面からわずかな油の染み出しがあったということで、PCBが含まれているおそれがあるので、すぐに、二重にビニール袋で包んで、さらにビニールつきのフレコンバッグに入れて隔離いたしました。

安定器が見つかったときは現場で1個1個、掘削の監視員の方が確認をしているんですけど、確認のときには漏れはなかったんですけども、一時的にこのプラスチックの工具箱に保管していて、それを1個1個とり出して整理してドラム缶に詰めるという作業をするんですけど、その工程で見つかったということでございます。

それで、その安定器を分析機関に分析をお願いしまして、結果、55%、ミリグラムパーキログラムで表すとすごい高濃度、55万なんですけど、55%がPCBという高濃度のPCB廃棄物であるということが判明しました。この高濃度のもの、それからこのRDの現場で出てくる安定器のほうは、銘板といってどんな油がどれぐらい入ってますみたいなものを表示する板のようなものがこういう所に通常ついているんですけども、そういうようなものが見当たらないものがほとんどです。濃度がわからないものについて、高濃度と同様に安全面に配慮して環境省指定のJESCO北九州で処分するというので、滋賀県のもは令和2年度に処分予定ということでございます。

今回、この安定器から油の染み出しが見られたんですけども、先ほど言いましたけども、掘削、選別のときには油の染み出しはありませんでした。今まで過去にも一回、もう一個、平成29年12月21日にも1個安定器から染み出しがあったんですけども、そのときは低濃度の廃棄物でございます、平成30年3月に処分済みということでございます。

二次対策工事での土工・処分実績ということで、7月末現在ですけれども、掘削土量として、21万 $m^3$ あまりということで、前回の協議会のときの情報、4月末の状況を示させていただいたんですけど、プラス9,000ということでございます。

廃棄物に関しては、可燃物、不燃物が3万1,300 tと2,000 t。4月の末から比べると620 tプラス。それから、不燃物はプラス80 tということでございます。それから、有害物土、このまま掘削した土と廃棄物と一緒に処分するものが7月末で2万6,200 tということで、4月末との差は5,400 tということでございます。その他の廃棄物については、プラスはございません。

それで、今回、今年度で掘削選別の工事が終わりますので、二次対策工事の期間に処分した、処分済みの廃棄物、それから今、保管中の廃棄物がどれだけあるのかというのを整理しましたので、示させていただきたいと思っております。

7月末現在の状況でございますけれども、医療系の廃棄物で、薬瓶等ですね。そういったもの。土砂を含んでいるんですけども、分別できなくて土砂を含んでいるものを合わせまして、現在、保管中のものが約2.35 t。合計今まで出てきているものが269 t。それから、ドラム缶ですけども、これは2段に分けてますけども、上段のほうは二次対策工事で掘削したものです。下のほうは平成17年、19年度、RD社に掘削をさせたという、西市道側のドラム缶、大量に埋められたというそれらを掘削したということですね。西市道と処理施設の周辺ですね。ドラム缶が埋められているという証言があったところを掘削させたものを保管しておりました。というのはPCBの分析、当時の分析方法とか処分方法だとか、十分に確立されてなくて、それで法律で決まっている分析方法がなかったので、底質を分析する方法に基づいて分析したんですけども、その結果、PCBが含まれている可能性があるということで、隔離して保管したということでございます。今では分析とか、あるいは処分方法なども確立されてきていますので、それで昨年度、分析して処分をしたものと保管しているものということです。それがこちらです。

二次対策の分でドラム缶259本、それから一斗缶23本全て処分済みということで、現在、保管中のドラム缶54本、一斗缶4本ということで、低濃度PCB廃棄物に該当するものが9本、特別管理産業廃棄物に該当するものが17本で、その他普通の産廃で中身のあるものが5本、ないものが23本、一斗缶4本ということでございます。それで合計しますと、二次対策で出てきた掘削したドラム缶313本と一斗缶27本ということでございます。

それから、平成17年、平成19年度掘削して保管していた分に関しましては、フレコンバッグにまとめて入れてありますので、正確な数はちょっとわからないですけど、約230本のドラム缶というものが処分済み。それからフレコンバッグ8袋に関しては、低濃度PCB廃棄物に該当するものが4袋。特別管理産業廃棄物に該当するものは4袋を保管して、合計がドラム缶247本ということでございます。

それから、低濃度PCBの廃コンデンサは焼却処分済み。それから、安定器ですね。安定器1個、低濃度、平成29年度に処分済み、これらを採用する作業に使った汚染物ですね。そちらのほう、36.66キログラム、これも処分済みということでございます。安定器は、1個、ここの分と、それからわからないものが567個。合計568個について、約1.73 t分を保管中ということでございまして、令和2年、来年度、処分予定ということでございます。これは処分する場所と時間が決められておりますので、来年の処分予定ということになります。

それから、一部、処分の受け入れ量の加減で、ちょっと一部処分し切れないものがあるかもしれないですけど、予定としては来年の予定をしております。

それから、廃石綿は現在、保管はなくて、36.66 t 処分済み。それから、

鉛の蓄電池、バッテリーは1,898個の処分済みで、現在84個保管中ということでございます。

そのほかに消火器とかガスボンベなどがございます。

それから、最後に、「選別土および覆土等の適合確認分析」ということで、選別した後の土を埋め戻しに使えるかどうかの判定ですけれども、前回29回協議会のときにお示した数から24検体プラスということなんですけれども、いずれも不適合はなしということでした。覆土については発生しておりませんので、覆土、選別土も不適合はなしということでございます。

最後に、資料のほうには一覧表ということでまとめをして、つけさせていただきます。以上です。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

住民：12ページの先ほどの説明ですけれども、安定器に驚いているんですけれども、これは569個も出てきたんでしょう。しかも高濃度であると。

主幹：高濃度かどうかわからないということです。

住民：わからない。まあまあ。1つ調べただけやろう。あとはわからない。でも、その可能性は高いわね。だから、この場所だけであるものなのか、もっと他の場所に本当はあったん違うんかと、僕らは住民としてそういう不安があるわけですよ。こんなんがまただんだん容器が腐って行って溶出していったら、そしたらどうなるのかなといろいろな不安が出てくるわけですよ。見えない部分、土の中のものやから、絶対ないとも言えないやろうし。どうしたものでしょうね。

主幹：今まで掘削していった中で、実はこれはDE工区でたくさん出てきまして、それまでは数十個ぐらいなんですけれども、DE工区でたくさん出てきて569ということになっています。大体、このあたりにたくさん出てきました。ほかのところもないかと言われれば、それは掘ってみないとわからない部分もありますし、掘ったら出てくる可能性はあるかもしれないですね。ただ、場所としてはDE工区のところでたくさん出てきたということでございます。

住民：DE工区でたくさん出てきてる。ほかのところでも出たということですか。

主幹：ほかのところでも例えばA工区とかでも数十個出ています。

住民：これほどのものは不安になるんですけども、ドラム缶はやっぱり私は考えていたように、これはトータルしたら500。

主幹：トータルですね、656個。

住民：656。

主幹：一次対策とか緊急対策も合わせて656個。

住民：もう一度。

主幹：656個。

住民：やっぱりいろんな証言が本当やったということが証明されたということだと思っんですけど。

主幹：そうですね。第28回的时候には、どの辺からどんな内容物か示させていただきましたけども、証言があったところからは中身の入った油とかそんなものが入ったドラム缶が出てきました。そのほかのところから出てきたものというのは、ほとんどが中身が入っていないものですね。プラスチックごみが入っているとか何か工具が入っているとか、そういうものだったということです。

住民：ユンボやらで潰しながら入れてたんで、飛び散っていたという証言があるんです。全部いろいろ除けていたわけじゃないし、流れてしまったものも結構あるやろうと思いますけど。

主幹：そのところに関しては、土壤の調査もしておりますので、土壤環境基準を超えるような区画はないです。今日も示させていただきましたけど、E区画ですね。上の段。あそこで出てきているところとかは、全て中身のない潰れたドラム缶でございました。

住民：ちょっと大分、不安ですね。これ以上、言うてもいかんけど。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

住民：有害物の掘削除去工が11月の中ごろに終わると。それから、選別工の施設の解体が来年の1月に終わるということで、この対策工事も終わりが見えてきたなというふうに思うんですが、改めて確認しますが、これまでのこの対策工事による支障といいますか、被害はなかったと考えてよろしい

でしょうか。

主幹：対策工事を行ったことによる被害。

住民：はい。

主幹：対策工事实施中は、地下水のモニタリングもやっておりますし、それから周辺環境も常時監視を行っておりますし、それらの中で特に支障になるようなことは起こっていないというふうに考えております。

住民：それで、その答えを踏まえて部長さんにお聞きしたいんですけども、我々は有害物を撤去してくださいと掘削除去してくださいというふうにさんざん言ったんですが、当時の部長さん、それから嘉田知事は二次被害があるから、二次被害をもたらすからそれは必然だからできませんとおっしゃっていたんですが、今回、実際やってみてそんなものが一切ないという、この矛盾についてどうお考えですか。

部長：何と言いますか、全くその支障がないと言いますか、多少は掘削によって影響もありますので、そういったことも考慮してそういうふうなことを言ったということでございます。全体として掘削を進めてきて、そういう大きな支障はなかった。ただ、当時はそういうような支障も考えられるのでということで。

住民：私はそうじゃないと思います。当時の滋賀県、そして知事は、予算のことを気にしてたんですよ。ところが予算は気にしてなくてもいい、対策工を決めていただいたら、それに合わせて予算はあてがうんだと、そういうふうにした手前、予算オーバーする掘削工事をしたくなかったんですよ。だから、二次被害ができるなんていうおためごかしなことを言ったんです。私はそう考えますが、いかがですか。

部長：まずそういうことではないかなと思います。あくまでもそういういろんな影響を受けるということも考えて、そういうふうにしたんだと思います。

住民：それは今でもあのときの部長、知事の考え方を支持するということですか。

部長：そうです。県としての考え方は。

住民：それは納得できない。我々はそういうごまかしを怒ったんですよ。そう

いう人とは付き合ってもらえないという。そういう思いを強くして、それで住民と県との関係がこじれたんじゃないですか。この対策工事が始まったときに、もうそれはつきませんという、そしてこれまでの対応は間違っていましたというある程度の県からの反省を聞いたから、我々は納得してこれまで工事をやってきたんです。ところがやっぱりあれは正しかったんだとまた振り出しに戻すような、時計の針を逆に戻すようなことを言うんですか。

部長：決してそういう意味ではございません。これまでの県の対応はいろいろな不備があったこと、それは反省せなならんということは十分、承知しております。

それで、その上で、ということを全然否定することはありません。今の時点で誠心誠意、取り組んでいきたいと思えます。決してごまかしをしようとか、そういうことは決してございません。改めてきちんとその辺は精査して、またお話をさせていただきます。

住民：この工事が終わった後に、前からお願いしているんですけども、この事件を総括する必要があると思うんですよ。それは処分場の状況もありますが、行政の対応を含めてです。その際に今言ったことは念頭に置いて、今、部長さん、改めて検討するとおっしゃっていただいたので、しっかり行政対応が適切だったのかどうなのか、確認してもらいたいと思えます。

部長：はい。そこはきちんと考えさせていただきたいと思えます。

司会：はい、どうぞ。

住民：5ページの写真、下の部分ですけれども、この中に赤で点々としたところに遮水工をして、青の部分ですね。そこの「Ks2」と書いた右側の、赤い点々のところがありましたね。そこに遮水工をしようとしたと。

主任技師：そうですね。側面遮水工の通り道は赤色の線で来まして、こちらは粘性土層がこちらの断面図になりますけれども、粘性土が高い位置に出てきていると。あとはこの赤線がピンク色の破線で囲っている箇所は実際に掘削してみて、まだ全て掘削できておりませんので、掘削した状況を踏まえながら底面・側面遮水工を実施していく、そのような形です。

住民：そしたら、これは予定としては後は青色のところとつながると、そういうことですね。

主任技師：そうです。そういうことです。

住民：そういうことですね。一応、そういう構想は持っている。

主任技師：そういうことです。

住民：一部は掘ってみてからやないとわからないと、そういうことですね。

主任技師：わかりません。はい。

住民：そういうことですね。わかりました。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進ませていただきます。続きまして、議事3でございます。「令和元年度第1回モニタリング調査結果」につきまして、ご説明をいたします。

主任技師：それでは代わりまして「令和元年度第1回モニタリング調査結果について」ご説明をさせていただきます、滋賀県の小形と申します。

お手元の資料3のほうをご参照ください。それでは2ページ目の「調査地点」に入ります。こちらにつきましては変更点といたしまして、家庭系ごみの影響に関する調査というものを今回から始めておりますので、その関係でこのC-7、C-8、C-9と3地点が調査地点に追加という形になっております。

続きまして3ページ目、今回、「令和元年度第1回」といたしまして、調査日は今年の6月25日に地下水と浸透水の調査を行いました。ただし、ここで新しい井戸のC-8、C-9あたりでちょっと採水に時間がかかったという都合がございますので、一部、調査日が後ろにずれているというものがございます。そのほか経堂池につきましては、7月8日に実施をさせていただいております。

続きまして、「浸透水の移流拡散概念図」につきましては、変更ございませんので、説明を省略させていただきます。

続きましてこちら「経年変化グラフについて」という形で、2つ目までご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の項目で、Ks3層の地下水の採水地点のうち、H24-8（2）というポイントにつきましては、まず今までから毎回同じような状況なんですけれども、水量がわずかであったためにpHとEC、電気伝導度のみの測定とさせていただいております。

また、新しい家庭系ごみ関係の井戸のC-9につきましては、水量が少なかったためにダイオキシン類以外の項目の測定という形でさせていただいております。



続きまして2つ目の項目に移りまして、次のページからほかの調査地点において、過年度に環境基準を超過した報告、こちらのかっこ内の項目及びEC、電気伝導度につきまして、経年変化をグラフとさせていただきます。

ただし、C-7、C-8、C-9については、家庭系ごみの影響を調査という、別の目的がございますので、26ページ目以降、ここで別に述べさせていただきます。

続きまして、4ページ目、5ページ目がEC、電気伝導度になります。4ページ目のほうがKs3層と浸透水、上のほうの帯水層のことになります。こちらは結果は今までと特に傾向に変わりはなく横ばい、あるいは下降傾向という形で推移をしております。

続きまして5ページ目、Ks2層の地下水、こちら下のほうの帯水層という形になっております。こちらにつきまして、一つコメントすると、こちらのNo.3-1の井戸というのがありまして、過去から乱高下を繰り返しておるんですけれども、最近でいきますと平成30年6月ごろに急激に値が下がったんですけれども、その後、平成30年の秋ごろからまた上昇傾向が見え始めてきているというような形になっております。

続きまして6ページ、7ページ目が「ひ素」になります。まず6ページ目、Ks3層と浸透水になります。こちらの層につきましては、全て環境基準以下という形になっておりました。

続きまして7ページ目がKs2層のほうになっておりまして、こちらでは3地点で環境基準の超過という形になりました。3地点といたしますのが、こちらのH24-7のポイントとこちらのH26-S2のポイント、そしてこちらのNo.3-1のポイント、この3地点になります。こちら3地点につきましては、過去から環境基準を超過しているような状況でして、今回も横ばいというような形の結果となっております。その他の井戸では不検出となっております。

続きまして8ページ目、9ページ目、こちらが「ふっ素」の項目になっております。こちらについてはKs3層と浸透水及びKs2層全て環境基準以下というような結果となりました。

続きまして10ページ目と11ページ目は、「ほう素」の項目になっております。まず10ページのところがKs3層と浸透水の結果になっております。こちらでは環境基準の超過が1地点ございまして、こちらのH26-S2(2)というポイントで基準を超過しておりました。こちらの結果につきましても、過去から超過しているポイントになりまして、数字は横ばい傾向というような状況になっております。ほかの地点は環境基準以下という状況でした。

続きまして11ページ目がKs2層になっておりまして、こちらでは環境基準の超過はありませんでした。

続きまして12ページ、13ページ目が「鉛」になっておりまして、こちらは全て不検出という結果になっておりました。

続きまして14ページ、15ページ目が「水銀」となりまして、こちらについても全地点で不検出というような結果でした。

続きまして16ページ、17ページ目が「1, 2-ジクロロエチレン」になりまして、ここから有機物の項目になるんですけども、こちらが有機系の塩素化合物になりまして、こちらも全地点で不検出というような結果になっております。

続きまして18ページ、19ページ目が「クロロエチレン」になりまして、こちらでは検出がされた地点が何地点かございましたが、全て環境基準以下というような結果となっております。

主任技師：続きまして20ページ、21ページ目、「1, 4-ジオキサン」となりまして、こちらについても同様に検出された地点はございますが、全て環境基準以下というような結果となっております。

続きまして22ページ、23ページ目が「ダイオキシン類」となりまして、こちらについても全て環境基準以下というような結果となっております。

そして24ページ、25ページにつきましては、今まで説明させていただいた内容を含めまして、結果の包括整理をさせていただいておりますので、また後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

それでは26ページ目から、今回から調査を始めました「家庭系ごみの影響に関する調査について」という内容になります。

こちらについて、まず調査地点こちらC-7、C-8、C-9、この3地点につきまして今年の3月に井戸を設置させていただいて調査を始めております。

続きまして27ページ目、上の表が井戸のデータとなりまして、こちらは水位の標高の部分を見ていただきたいんですけども、当初の想定どおり、C-7が下流という想定でさせていただいてまして、水位は今、C-7が一番低かったというような状況となっております。

下が採水した状況となりまして、瓶の説明をさせていただきますと、左側の「最初」と書いてある瓶が調査時に最初に水をくみ上げ始めたときの水をとった瓶となりまして、こちら右側の「最後」というのが採水が終わった直後に上がってきた水をとったものとなっております。こちらを見ていただくと、C-7、C-9あたりにつきましては採水後でも濁りがまだあるというような状況となっております。C-9につきましては、くみ上げたときもう少しC-7に近い色だったんですけども、少し置くと酸化鉄と思われる赤い色が出てきたというような状況となっております。

水を採った状況で言いますと、この3つとも水が少ない傾向というのが、ほかの調査地点に比べてありまして、特にC-9なんかはなかなか水がちゃんと染み出してこないという状況ですので、予定していたダイオキシン類の採水はできなかったというような状況となっております。

続きまして28ページ目がこちらの調査の結果となりまして、まず

こちらに地下水の環境基準を超過した項目というものはありませんでした。その上で何点か説明させていただきますと、まずC-7というところでカドミウムという項目がわずかに検出されたというような状況になっております。こちらカドミウムというものは、近年で言いますとNo.1-1なんかでも検出をされているというような項目になっております。

検出された数字というのが今回「0.0004mg/L」で、小数点以下に0が3つあるような、そういう数字だったんですけれども、こちらが検出下限値、不検出となる数字のこの0.0003より少し上というような数字になっておまして、環境基準の0.003、小数点以下の0が2つのものと比べると一桁ほど小さいというような数字となっております。

続きまして、C-7、C-9あたりでこちらのSSですね、浮遊物質、濁りの指標になっているものなんですけれども、この項目と、EC、電気伝導度というものがやや高いような数字となっております。

こちら、続きましては、第27回の連絡協議会で説明させていただいた計画どおり、評価対象項目の平均値が地下水環境基準に2年間適合することとするという形で評価をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きこの調査を継続させていただきたいというふうに考えております。

続きまして29ページ、「経堂池の水質等」となりまして、こちらについて今回の結果ではCODとEC、電気伝導度という2つの項目が農業用水基準を超過したというような結果となっております。こちら数字は過去の変動の範囲内というような状況になっております。

30ページ目に今回の結果を一覧表で載せさせていただいております。

資料3の説明は以上になります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

住民：電気伝導度のKs3のところなんですけど、前にもお聞きしたかもしれませんが、H26-S2に、これは思ったより下がらないんですね。お聞きしたいのは、これは処分場の影響だけと考えるといいのか、それ以外の北尾団地周辺の影響があると考えたらいいのかということをお聞きしたいんですね。

それから、もう一つは栗東市さんに北尾団地の状況について教えてもらいたいんですけれども、大分、住宅が増えたということで、ただあそこは以前は市街化調整区域で不法投棄も大分あったというふうに聞いているんですけれども、何かそういう面で工事の、例えば家を建てたらごみが出てきたとか、そういうようなことがあるのかどうか、その辺の情報、あるいは今、どのぐらいの住宅があるのか、それも含めて教えていただきたいと思っております。

参与：このH26-S2(2)というのは、敷地境界ぎりぎりのところですよ。敷地境界のところに側溝がありますよね。北尾団地の道路の山手側に側溝がありまして、そこからちょっと入ったところですので、敷地境界ぎりぎりのところですよ。

恐らく、この濃度から見て、いわゆる当時ここに第2処分場があったんですけれども、そこに埋まっていたものの影響がまだ残っていると、洗い出されてないんだと思ってます。ここの勾配なんですけれども、あそこの道路からちょっと下がったところまでが上がりまして、そこから北尾団地に下がっているんです。道路の際から二、三軒の家のところまでが尾根筋になって、そこから下がっているんですね。ここの断面からKs3層はこう入ってきているんです。斜面ところからこう入ってきてますので、水の流れとしては北尾団地側からRDのほう側へ入ってきている状況なんですよ。

ただ、その長さが非常に短いんですね、入ってくるにしたって。入ってくるにしたって極めて短いものですから、その影響というのは面積的にもそうですし、極めて少ない。ほとんどそう書いてやっていますので、そう思っただけで、出てきている項目から見ても、電気伝導率以外の出ている項目としましては、例えば1, 4-ジオキサンとかですね。あるいはほう素とか、そういったものですので、その項目から見てもやはり昔のところの第2処分場の影響がまだ残っているんだと。しかも、位置的に見て水の流れが遅いものやからなかなか洗われない、水が移動しないというふうに理解しております。

住民：単純に言ってしまうと、だから処分場の影響で、それ以外のことは考えなくていいと言っちゃっていいということですね。

参与：私どもはそう考えております。

住民：はい。わかりました。

栗東市：すみません。環境経済部長の西村でございます。

まず、一点目のこの北尾住宅の関係の住宅開発等で何かそういうものが出てきたようなことがあるかというようなことにつきましては、私どもとしてはそれは承知をしていないと、そういうのが出てきたということはお聞きはしていないというところでございます。

今、北尾住宅は、約100戸ということでございます。

住民：それはこの工事、5、6年ですか。どのぐらい増えている、5、6年前から比べて、100戸というのは。

栗東市：ちょっと具体的にここ数年でどのぐらいやというところまでは、ちょ

っと承知はしておりません。申し訳ございません。

住民：よろしければ、次回にデータをお願いします。

司会：どうぞ。

住民：先ほど北尾のほうへ行ってないとおっしゃったけど、私はいまだに行っていると思っているんですよ。なんぼ違うと、ちょっと上がっていたと、その後、下がっていると言うたって、サイフォンということだって考えられるんですよ。こちらは下がっていたらここに引く、そしたら最初は上がっていても、途中で引きますよ。だから、そういうことがあるわけやから、そんな上がっているから行かんのかと言うて、そんな地表面と違うんやから。地下なんだから。そういうことはありますよ。

参与：今、申し上げているのは、地表面のところは尾根筋になって、下ががけみたいになっていて、水のほうが崖のほうから入ってきますよと言っているんです。ここではない。

住民：地表面の話を。

参与：地表面の話ではない。

住民：私が聞きたいのは、全体に行ってるということですよ。

参与：ええ。ですから、水は、何遍も言いますけども、北尾団地の入り口のところのほう下がってますよね。そこを下がっているところにKs3層が露出しているんです。露出しているところから水が入ってきますよねと申し上げているんです、勾配的に。

住民：それともう一つは、昨年ですか。要らんことを言いましたけど、ちゃんと我々に、プロットと書いてましたやろ。プロットって何ですか。こういう言葉を使わないでほしいですね。これは日本語ではない。

主任技師：すみません。ちょっとわかりにくい表現にってしまったことは申し訳ないです。

プロットと言いますのは、グラフとかに点を表示するという意味ですね。こういうグラフがあって、この140という数字が出たときにここに点を描きますというのを、この点をプロットしますというふうに使わせていただいております。

住民：私ら、そんなに学歴を出てませんので、わかりませんねん。

主任技師：申し訳ございません。

住民：事前にそれを説明してからやってくれないとわかりません。

主任技師：申し訳ございません。

司会：よろしいでしょうか。ほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：No.3-1の井戸ですけれども、これは昔は砂が詰まって1回砂をかき出した  
ことがありまして、大量に出てきたんですよ、砂がね。今はこれは深さは  
安定しているんですか。底の部分のその下は。それは測ってないですか。

主任技師：測らせていただいているんですけども、ちょっとデータがしっかりと  
まとめ切れておりませんので、すぐにお答えできないです。確認できな  
いです。

住民：これは確認してください。これは、また詰まってくると。

参与：すみません。ちょっと〇〇さん。今おっしゃっているのはNo.3の井戸で  
すか。

住民：そうです。

参与：No.3、それとも3-1。

住民：No.3。

参与：No.3の井戸はもう使い物にならないんで、やめて3-1に変えたんです。

住民：そうか。変えた。はい。でも、大丈夫ですか。

参与：今のところ大丈夫。定期的に洗浄もしていますので、大丈夫です。

住民：わかりました。

司会：よろしいでしょうか。ほかご意見、ご質問等ございますでしょうか。よ  
ろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進ませていただきます。続きまして、「議事4 二

次対策工事後のモニタリング調査計画」につきまして、ご説明いたします。

主任技師：それでは、「二次対策工事後のモニタリング調査計画について」引き続き、私、小形のほうからご説明をさせていただきます。

こちら資料4をご用意いただけますでしょうか。こちらにつきましては、前回までの連絡協議会のほうで計画の方針であったり調査時期、調査地点等基本項目についてご理解をいただいたところかと思っています。今回からはそれ以外の詳細項目について、何回かに分けてご説明させていただきます。皆さんと協議をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、1ページ目下ですね。二次対策工事の内容につきまして、こちらに載せております、①～④の対策をさせていただいております。説明のほうは省略をさせていただきたいと思います。

主任技師：続きまして2ページ上につきまして、こちら調査計画の論点について協議させていただいているものになります。こちら上の基本項目につきましては、これまでの協議により了解をいただいたという点になっております。

こちらの下の詳細項目について、今回から検討・協議させていただく点になっておりまして、このうち今回、この菱形のものについて案をお示しさせていただきたいというふうに考えております。具体的に言いますと、1つ目が調査頻度の設定方法について。2つ目がその調査の時期の選定について。3つ目が常時監視計画ですね。分析の調査とは別の調査になります。

続きまして2ページ下につきまして、「モニタリングの方針」についてとなります。こちらは詳細な説明は省略させていただくんですけども、モニタリングの目的といたしまして、こちら①、②の2つのものがありまして、1つ目が皆さまとの協定に基づきまして、今させていただいている二次対策工事の有効性を確認することというものになっておりまして、こちらの②というものが産廃特措法との関係で提出をしております、特定支障除去等事業実施計画に基づきまして、その目標達成状況を確認するというようなものになっております。

続きまして3ページ目上、調査時期についてです。こちらが先ほどの①、②と連動しまして、②の実施計画の目標の達成状況といたしましては、二次対策工事が完了してから産廃特措法の期限である令和5年3月までに確認をさせていただくというものになります。

そして、①のほうの二次対策工事の有効性の確認といたしましては、同じ開始時期から5年を目途という形で確認をさせていただくというようなスケジュールとなっております。

続きまして3ページ目下、こちらは工事の内容になっておりまして、前回もご説明をさせていただいたとおり、鉛直遮水壁であったり側面遮水、底面遮水をさせていただくというものと底面排水管を設置して揚水ピット

で揚水しますというような内容になっております。

続きまして4ページ目上につきまして、「調査地点、評価対象地点、基準」につきましては、こちらの表のとおりとなっております、順番に簡単になります。説明させていただきますと、まず調査①といたしまして、鉛直遮水壁及び側面遮水の効果を確認するというために、場内の浸透水と周縁部の地下水のKs3層、沖積層のほうで水位を確認させていただき、調査をさせていただくということになります。

調査②といたしまして、同じく地下水のKs3層、沖積層のほうで水質のほうを確認をさせていただくということになります。

調査③といたしまして、地下水のKs2層ですね。こちら下のほうの層になりますけれども、こちらのほうで水質調査をさせていただくというものです。

そして、調査④といたしまして、場内の浸透水の水質の調査をさせていただくというものです。

そして、調査⑤といたしまして、洪水調整池のところで場内に降った雨水の表流水の水質を調査をさせていただくという形になっております。こちらは注意書きの部分で、今後、検討しますということで、基準適合状況に応じて調査地点を減らすという形で前回まで書かせていただいていたんですけども、こちらは後の調査計画のところで詳しくは説明をさせていただくんですけども、調査地点を減らすという計画がなくなったというか、減らさないことにしたいというふうに考えておりますので、今回、消させていただきます。

こちら各調査の詳細につきましては、4ページ下から6ページ下に記載をさせていただいております。調査地点の地図等につきましては10ページ下から12ページ上に記載をさせていただいております。詳細につきましては前回、ご説明させていただいたので飛ばさせていただきたいというふうに思います。

続きまして7ページ目上、「常時モニタリング（案）」という形で書かせていただいております。こちら年4回の、今まで説明させていただいた水質分析調査とはまた別の調査という形になります。なお常時モニタリング、常時監視につきましては、現在も項目、地点等を別な形で実施をさせていただいております。その結果については1年ごとにまとめさせていただいて、毎年春のほうにホームページのほうで公開させていただいております。また興味がありましたら、こちらのほうもご覧いただけたらというふうに思います。

こちら工事後のほうの常時モニタリング、まず目的といたしまして、2つ設定させていただいております。1つ目のほうが先ほど説明させていただいた調査①の水位調査を実施するためというものになります。そして2つ目のほうが先ほど説明させていただいている年1回から4回という形で頻度を設定させていただいて調査をさせていただくんですけども、それ



の間のデータを補って、結果を評価していく際の参考となるデータを入手するといった目的でさせていただくものになります。

調査項目といたしましては、こちらまず水位を調査するというものと、あと水質ですね。具体的に言いますと、水温とpH、EC、電気伝導度とORPというのは酸化還元電位というものになるんですけども、こういうものを調査させていただくというものになります。

調査方法なんですけれども、こういった水位、水質というものを自動で測定できる測定器、機械というものがございまして、こちらを井戸の中に設置することで連続してデータをとってくれますので、そういう方法で調査をさせていただくというものになっております。

調査地点については、次のページからの地図のほうで説明をさせていただきます。

こちらの調査の結果、異常が確認されたような場合につきましては、水質の分析の調査のほうで項目や頻度の変更、見直しさせていただいたりですとか、こちらの常時モニタリングの地点をより増やしてやるというような必要な対応というのを検討させていただいて、実施をさせていただくというふうな対応をさせていただきたいと思っております。

続きまして7ページ下のほうが、常時モニタリングの調査地点の場内の浸透水とKs3層のものになっております。こちら、調査地点といたしましては、調査①の水位調査の調査地点が全て網羅されるというような形で設定させていただいております。地下水、Ks3層のほうの水質の調査ポイントといたしましては、何か異常があったときにすぐにわかるようなものという形で、離れた地点ではなくてこちらの遮水壁の周縁部のほうでさせていただくというふうに考えております。

続きまして8ページ目上のところに、Ks2層、下の層の部分になっております。こちらについても何かあったらすぐにわかるようにという形で、場内の周縁の部分2箇所の方で調査をさせていただくというふうに考えております。

続きまして8ページ目下のところが、話は戻りまして、年4回の分析調査のほうの「調査項目、頻度、調査対象項目」というものになります。こちら項目につきましては、現在、地下水調査を行っている有害物質の15項目と一般項目5項目とその他の10項目という形で設定させていただいております。その頻度につきましては、次のページのほうでご説明をさせていただきます。

それでは9ページ目上に入りまして、「調査頻度の設定方法（案）」についてになります。まず、前提といたしまして、全ての地点で5年間の調査は継続をさせていただくというふうになります。ただし、その頻度につきましては、それぞれの地点、項目ごとにこちら①から④で今から説明させていただくフローに基づきまして、年平均値ではなくて個別の測定値をもとに調査頻度を設定させていただくというふうに考えております。

また、前回（案）という形で同じようなものを書かせていただいているんですけども、そこで年度ごとという形で書かせていただいているんですけども、年度にとらわれずに各回都度都度調査頻度を見直して変更していくというふうにさせていただきたいと思います。

まず、①の近年、基準超過している有害物質、具体的に言いますとこちらのひ素、鉛、ダイオキシン類、ほう素という4つの項目になります。こちらについては近年、超過しているものでありますので、年4回から調査をスタートさせていただきまして、こちらが2年間、つまり8回連続して個別の測定値で基準適合になった場合に頻度のほうを年2回に減らさせていただきたいというふうに考えております。その年2回になった後に1年間、連続して2回、基準適合がさらに続いた場合には年1回という形に頻度を減らさせていただくというふうに考えております。

ここまでは減らさせていただくんですけども、完全調査なしまではせずに、調査自体はずっと最後まで続けさせていただくというふうに考えております。また、こういった調査の頻度が減った後であっても、調査した際に不適合が見られた場合というのは、すぐに次の調査回から年4回のほうに戻させていただいて、しっかりと汚染の状況を確認していくというふうな体制でさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして②近年、基準超過していない有害物質、こちらは①の物質以外のもので、例えばふっ素、1,4ジオキサン等といった物質になります。こちらについては、近年、基準超過していないというような今までの調査の経緯も踏まえまして、調査の頻度につきましては年1回からスタートさせていただきたいというふうに考えております。そして、年1回の調査をしていって、2年間調査させていただいて、それが両方とも基準適合となった場合には、こちらの調査は終了という形で計画をしております。ただし、こちらオーケーだったら調査終了という形になるんですけども、こちらで一回でも、基準不適合というデータが出た場合には、それはもう近年基準超過していない有害物質ではなくて、近年、基準超過している有害物質という形になるわけですので、①の項目のほうに移させていただいて、こちらのほうで年4回から調査をさせていただくというふうに考えております。また、一度、調査終了になった場合であっても①の項目であったり、その他何らかの情報から異常が見られ、また②の物質についても確認する必要があるというような状況になりましたら、また調査を再開させていただくというふうに考えております。

続きまして③こちら一般項目・その他項目につきましては、調査の評価の参考に使わせていただくデータとなっておりますので、その地点での①の最大頻度と同じ頻度でさせていただきたいというふうに考えております。

またこの④のイオンにつきましては、現在の項目、モニタリングと同様に年1回の調査をさせていただきたいというふうに考えております。

こちらの注意書きのほうに移りまして、基本このフローでさせていただ

くんですけれども、調査のところで△で書かせていただいた上流の井戸と洪水調整池につきましては、こちらのフローによらず全て年1回という形でさせていただきます。また、この調査、頻度を減らしたときの年2回、年1回の調査につきましては、年2回の項目につきましては各年度の第1回と第3回のほうとして、年1回の項目につきましてはそれぞれの年度の第1回のほうに調査をまとめさせていただきたいというふうに考えております。

それでは続きまして9ページ目下、こちらは先ほど説明させていただいた頻度の例というのを挙げさせていただいております、上の図と見比べながらお聞きいただけたらというふうに思っております。

まず、こちら上2つというのが①の近年基準超過している有害物質についてとなります。その中でパターン1というのが、もし基準不適合がなかったらというパターンになります。こちら、1年目の第1回のほうから2年目の第4回のほうまで、8回連続して基準適合になっておりますので、その次から年2回に調査を減らせていただいております。そして、3年目の第1回と第3回に調査をさせていただいて、2回連続、基準適合となっておりますので、その後、年1回の調査をさせていただいております。これ以上は調査終了までいかずに、最後まで年1回の調査を続けるというような形のパターンになっております。

続いてパターン2というのが、基準超過が出たときのパターンになっております、こちらは年4回から調査をスタートさせていただいております、基準不適合が出ているところがあるんですけども、この1年目の第4回から3年目の第3回まで、8回連続で基準適合となっておりますので、この次から調査頻度を減らせていただいております。そして、年2回の調査といたしましては、先ほどの右下の注意書きにあったとおり、各年度第1回と第3回というのが年2回の調査のタイミングになっておりますので、そのタイミングに合わせて調査をさせていただいております。

主任技師：その結果、こちら4年目の第3回のところで基準不適合が出ておりますので、ただちに年4回のほうに調査頻度を戻させていただいて、その次の回の4年目の第4回のほうから年4回の調査でしっかり確認をさせていただいているというようなパターンとなっております。

続きまして②のほうは、近年、基準超過していない有害物質になっております。まずパターン1のほうは、基準不適合がなかった場合という形になっております、こちら年1回で調査をスタートさせていただいて、1年目の第1回と2年目の第1回、こちら両方とも基準適合になっておりますので、こちらで調査終了という形になっております。基本はそれですと終了なんですけれども、ちょっと戻って①の項目等何か別のところで異常が見られたというケースも一応書かせていただいております、そういう場合にはまたすぐに調査を再開させていただきますというような内容になっております。

次のパターン2が基準不適合が出たような場合になっておりまして、こちら年1回の調査で不適合が出ておりますので、すぐに年4回、①のこちらのフローのほうに移させていただいて、年4回の調査をここから始めさせていただくという形で、ここから8回連続で適合になって、こちら2回連続で適合になってという形になっているんですけども、年1回という形で調査を終了はせずずっと①のフローのほうでさせていただいております。というようなことになっております。

続きまして10ページ目の上のところ、評価方法については今回、前回と変更はありません。簡単におさらいだけさせていただきますと、評価方法につきましては地下水の水質は環境基準で、浸透水の水質は廃止基準という形で、2年間適合することというふうになっております。具体的にはこちらのなお書きのとおりとさせていただきまして、先ほどご説明させていただいた常時監視の結果等も含めまして、この評価の参考にさせていただきまして、総合的に評価するというような形でさせていただきたいと思っております。ただし処分場が原因でない項目があれば除いていくというような部分と、鉛直遮水壁の効果につきましては、遮水壁の内外の水位差や水位の変動状況、調査①のほうで確認をしていくというふうにさせていただいております。その下から括弧がついているものにつきましては、今後、検討させていただくという形でさせていただきますので、また準備をさせていただきたいというふうに思います。

10ページ目下から12ページ上につきましては、4ページ下から6ページ下までの各調査につきまして地点等を含めて詳細に示したものになっております。またご確認いただけたらというふうに思います。

続きまして12ページ下のところで、こちら今までお示ししてなかったものになるんですけども、地下水以外の部分について今回少しだけお話をさせていただきたいというふうに思います。こちら国のほうに提出させていただいている実施計画におきまして、生活環境保全上、達成すべき目標という形でその一つにこのような形で、旧処分場に起因する臭気のほうが悪臭防止法と栗東市さんの生活環境保全に関する条例に定める基準を超過する恐れのないことというふうに設定をさせていただいております。

こちらの目標達成状況の判断といたしまして、幾つか挙げられておるんですけども、下線部のところですね。旧処分場の敷地境界におきまして、硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法及び栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していることが確認されれば目標が達成されたと判断するというふうに定めております。こちらの下線部の確認のほうをさせていただく必要がありますので、敷地境界におきまして硫化水素ガスの濃度の調査というのをさせていただきたいというふうに考えております。

こちらの調査の詳細につきまして、またその他の調査の実施のほうも含めまして、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

続きまして13ページ上から15ページ目上までにつきましては、これまで

に住民の皆様であったりアドバイザーの先生方からいただいたご意見やご質問について、県の見解や回答、対応をまとめさせていただいたものになります。こちらは前回から追加させていただいたものが14ページ目の上のほうにございますので、こちらだけ説明をさせていただきたいというふうに思います。

14ページ上につきまして、こちら前回の第29回の連絡協議会でいただいたご意見となります。内容といたしましては、揚水ピットで水位調査をすることについて、どれぐらいの期間、ポンプをとめてから、調査するのかという内容になっております。こちちはちょっとその場での説明から少し加えさせていただいております。遮水工事終了後に水位の常時監視ができる測定器というのを設置させていただいて、そして一度ポンプをとめた場合の挙動というのを調査させていただいた上で期間を設定させていただいて、事前に決定していくというふうに考えております。あとは前からあるものになります。

資料4の説明については、以上とさせていただきます。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いします。

住民：すみません。測定いろいろな監視のことなんですけども、パターンがありましたよね。パターンやったり、いろんなことが出てきた場合、5年目以降もされるという予定ですか。

今のパターンで、そのパターンどおりにならんときもあるじゃないですか。急に変な異常が出てきた場合は、5年目以降も測定していただくという予定はあるわけですか。

主任技師：5年を目途という形で今、設定させていただいておりますので、ちょっと何ともつかないというような形で、皆さんともお話しさせていただいて、これはちょっともう少しだけ確認したほうがいいなみたいな話になってきましたら、少し続けさせていただくということもなくなかなというふうに思っております。

住民：パターンどおりいけば、それはいいんですけども、いろんな状態もあると思いますので、そこまでお考えがあるのかなとちょっとお聞きしたかったです。

司会：ほかにご質問、ご意見は。どうぞ。

住民：調査頻度の設定方法のところなんですけども、確認ですけれども、年4回というのは季節ごと、春夏秋冬という前提でやっておられると思うんですが、

減らすときにどこを減らすのかという問題で、例えば春に有害物質が検出されたときに2回目から春は減らそうとなってくると、ますます出にくくなるわけで、減らす時期についてはどうのお考えですか。

主任技師：そうですね。まず前提といたしましては、この年4回を2年間させていただいているので、全ての季節について2回基準適合しているという前提がまずあるというのが一点あるんですけども、そのほか今もモニタリングさせていただいている中で、そのデータを過去のをさかのぼって見せていただいている中で、特に今、現状として季節によって出やすい時期があるというような状況が特に認められないというような形になっておりますので、今ここで書かせていただいているとおりに、調査の結果の評価の際に同じ時期に年2回だと同じ時期にさせていただいたほうが関係性とも見えて評価しやすいというふうに考えますので、その調査時期というのを年2回であれば各年度第1回と第3回、年1回であれば各年度第1回という形で調査をまとめさせていただきたいというふうに思っております。

住民：それはちょっと再考してもらえないかな。やっぱり状況によって出やすいときとそうじゃないときがあると思うんだよね。例えば大雨が降った後に出るとか季節によって出るとか、やっぱり有害物が出やすいときにはしっかり調べてもらいたいんだよ。機械的に1回目と3回目にしますとかやるのはちょっと知恵が足りないように思うんだけど。

主任技師：もちろんそれを〇〇さんご指摘のことは検討する必要があると思います。今、こういう形で我々、思っておるんですけども、もう少しアドバイザーの先生としっかり確認をさせていただいて、最終決定はその後にさせていただきたいというふうに考えております。

室長：済みません。管理監兼室長の三橋でございます。

今、ご指摘をいただいた点でございますけれども、現段階では今、担当のほうの説明したとおりになんですけれども、実際に今どういう格好でやるかということにつきましては、アドバイザーの先生にもしっかりとアドバイスを受けながら、そのこともご報告もさせていただきながらやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

司会：よろしいでしょうか。ほかに。どうぞ。

住民：10ページの上のところですけども、この評価方法について、これは1回目は超えている、2回目は超えている、3回目オーケー、4回目オーケー、で、平均したら基準以下。では、これでしないわけね。

主任技師：しないというのはモニタリングが終わるかということですか。

住民：減らすわけですね。

主任技師：減らすかという話。ちょっと説明が不十分で申し訳ないですけども、こちらが最後、結果を評価する際の考え方になるんですけども、調査を減らすかどうかというのにつきましては、年平均ではなくて個別の数字をもとに判断していきたいというふうに考えておりますので。

住民：そんなん言うて、何でこんなことをわざわざ書いたんですか。そんなん平均を書いて、こんなことを書く必要がないです。

主任技師：最後に有効性の確認であったり目標の達成状況の確認であったりというところの評価をさせていただく考え方としては、こちら年平均のほうを使わせていただく。

住民：それはおかしいですよ。一回でも超えたら超えてるじゃない。何でそれを平均するの、わざわざ。

主任技師：それについては我々も検討させていただきまして、アドバイザーの先生からも評価、ご相談をさせていただいております、14ページ下ぐらいいに。

住民：そんなんどうでもいいよ。そんなん知らんから。問題は私らが納得できるかどうか、安心できるかどうか。一回でも超えてたら超えてるじゃない。

主任技師：もちろんこの年平均値でオーケーだったら、100%オーケーと言い切れない場合、もちろん多いと思いますので、そういう場合につきましては、その平均値が数字だけで見て超えてる超えてないだけではなくて、その他超過の程度もありますけれども、その他の項目ですね、先ほど説明させていただいた常時監視の項目もそうですし、その他の一般項目の電気伝導度等もそうですし、そういった変動の傾向等を総合的に判断させていただいて、我々だけで決めることもできませんので、アドバイザーの先生にしっかりと確認させていただきながら、皆さん納得できるような形でやらないと評価できないと思いますので、そういう形で評価をさせていただきたい。

住民：納得なんて、一回でも超えたら納得できないですよ。当たり前じゃないですか、そんなん。一回でも超えたら超えてるんでしょよ。こんなことは。おかしいですよ。何でこんなことするの。おかしい。

室長：一回でも超えたらあかんってことですか。

住民：平均値出して、適合かどうかと書いてあるんやから。

住民：こういう話が前から出てたんですよ。

主任技師：前から。

住民：一回でも出たらおかしいん違うかと言うて。でも、何かそういう平均でやるというような話があって、それで我々もアドバイザーのご意見、梶山先生やったかな。ああいうところにもそういうことを考えないかんということで、このままずっと行っているんですよ。

住民：これはおかしいわ。こんなんやめてくれ。

住民：素人がはっきりそういうふうに関一回じゃだめとか一回でも出たらだめ、平均しましょうとか、そういうふうに決まってるじゃないですか。でも、そういう話は一回では、一回でも出たらだめですよというのがやっぱりこちらとしてはそういうふうにいるんですよ。住んでる人間はね。

住民：それにも関わらず、14ページで樋口委員の意見なんですけども、採水3日前に降水がないことを確認してやってくれということで、県も降水後の調査とならないよう準備すると言っているんやけど、素人考えだと降水後のほうが有害物がよく出てくるような気がするんだけどね。あえてこの有害物が出ない時期にとりあえずと答えているような気がするんだけど、そんなことないですか。

住民：きつい雨の後よう出るといのは常識ですわ。

参与：降水というのは結局、希釈されるということもあるんで、その直の水よりも要するに地殻の水が入っちゃって薄まってしまったら薄い結果が出るじゃないですかと。だから、そこは考えなさいという話です。流されるというのよりも、むしろそちらのほうが大きいんではないかなと思っています。

住民：私はそういう本を読みましたが、やっぱり雨の後のほうが濃度が濃いと書いてますよ。

参与：ですから、それはその場所場所によると思うんですよ。当然。



住民：そしたら、余計そんなんおかしいじゃないですか。

参与：ええ。ですから、それはその状況を見つつ、他の項目も測っているわけですよ。その項目だけじゃなくて。例えば電気伝導率を測りなさいと言われていたわけですから、その水はどういう状況か、トータルでどういうふうに判断したらいいかということ先生に聞くという話になると思うんです。これはこういうとり方をした上でですよ。こういうとり方をした上で、この数字が。

住民：自然は、雨が降らない日が3日常にあるとは限らないわけで、降るときもあれば降らないときもあるわけで、自然な状態をとるのが私はいいと思うんだけど。

参与：ですから、実質問題、我々、スケジュールから見ても、業者に委託しますので、例えば1週間後にやりたいと言いますよね。そのとき雨が降ってないかと言うと、残念ながらこれを満足することはなかなかできない。

住民：それじゃ、この文章を撤回してくださいよ。「なるべく降水後の調査とらないよう準備する。」というのは。

参与：これはもう一遍、樋口先生と調整させていただきます。ここの部分については。

先ほどについて、〇〇さんの意見なんですけど、ここの10ページの件なんです。これは何かというと、先ほど申しました、3ページの上の表を見てください。ここで工事後5年後をめどに有効性は判断します。あるいは2年後に実施計画の状況を判断しますということですね。要するに、5年後の判断をしたときに、我々が今やった工事の結果が有効性がないのかどうかを判断するわけですよ。そのために使いますよということなんです。これにおいて何らかの数字が出ておって、ここで調査をやめちゃうという話じゃなくて、我々が今、遮水工の工事とか有害物の撤去をやりましたけども、それがちゃんとできているのかどうかを判断するための評価がこれなんですよという意味なんです。

住民：納得できないな。たとえ一回でも超えたら超えてるじゃないですか。

参与：だから、超えたらその後、どないするかという話なんです。超えたら、あとどないするかなんです。〇〇さんはどういうふうにお考えですか。例えば一回でも超えたら超えましたと判断して、その次、どういうことを期待されるんですか。

住民：どうって、それはやっぱりいろいろ調べて。

参与：それは調べることだけなら、それは当然出ている以上は調べていきますよ。5年たっても、その後、先ほどお話がありましたように、何らかの数字があったらそれは調べていくんです。ただ、5年目に、5年後をめぐりにあの工事が有効かどうかを判断しましょうと、そのときの基準はこうですねと申しあげているんです。検査をやめてしまうという話ではありません。これによって。

住民：けど、これを見てたらそういうふうにとれますよ。検査を終わりにしましょうと。

参与：ですから、評価をこうしますと、有効かどうかの評価をこれに基づいてやりますという話です。

住民：だけど、そういうふうに記載はしてないんやから。今おっしゃっているようなことを記載してないんやから。

参与：言葉が足りないという意味合いですね。

住民：そういうこと。

参与：でしたら、そしたら、そこを。

住民：これは終わるといふふうにしか僕らは解釈できません。

参与：わかりました。でしたら、今、先ほどのお話の上向さんから出た意見と今の〇〇さんの意見を絡めて、それがわかるような形に言葉を足します。  
それで、もう一遍、確認したいんですけど、私どもとしては5年後に今やった二次対策工事が有効かどうかを判断するときには、平均値で判断させていただきます。

住民：わからんな。そんなん理解できない。

参与：もう一遍言いますど、工事が有効かどうかということなんですよ。遮水工がちゃんと効いてますよね、有害物をちゃんと取りましたよねと、そこを判断するための基準ですよ。

住民：でも、一回でも超えるということは何かあるから超えるんじゃないです

か。

参与：ですからね。

住民：何もなきゃ超えないでしょう。

参与：地下水の動きは非常に遅いというのは、もうご存じのとおりです。

住民：ああ、そうですよ。

参与：ですから、5年間の間に本当に例えばところてんみたいにぎゅっと押し出したら汚いものがぴゅっと流れてしまうんやったらそれでいいんですけども、なかなかそういうふうにはいかない。じわじわそれは尾を引いて出てくる可能性がありますので。

住民：ということは、もっと後でもっと超えるかもしれないじゃないですか。逆にいえばそういうふうにもとれるでしょう。

参与：ですから、そういうことも含めて、モニタリングはどういうふうにしていかないかんかというのはそれは宿題として残っていますけども、それは遮水工をやったときに外に出ておったやつがまたじわじわ残っておる可能性だってあるわけじゃないですか。

住民：先ほど安定器の話がありましたが、これはだんだん外の金属部分が腐ってくると。そしたら、全部が全部取れてたらいいけど残っていたら、それがまた出てくるということもあり得るわけですよ。絶対とは言えないんですよ。

参与：ですから、そこのPCBについては、それはもうご存じ、それはよくよくご存じだと思いますから、我々はボーリング調査を何十回もやって、そこで流れ出してないということは確認しておりますので、それも埋め立てられてから何十年もたった後の我々の検査ですよ。ですよ。ですから、そこについてはまず問題ないと思っていますし、しかも今、遮水工をやって、あるいは有害物を出したわけですので、そこの有害性を測りたいと言っているわけですよ。それがどうかという話です。

住民：ちょっと話はちゃうんですけど、揚水ピットの揚水ポンプ、ポンプはどういうポンプを使うんですか。

主任技師：どういうというのは、ポンプの動作原理とか、そういう話ですか。

住民：そういうことですよ。

主任技師：それはちょっとうまく説明が。よくある電動のポンプです。

住民：そうじゃなくて、例えば水質ポンプのようなもので、上下の加減で自動的にスイッチが入って、ああいうような装置にするのか、それとも何かセンサーが入っていて、それで上から、要するに上にポンプがあって吸うのか。

主任技師：動作制御につきましては、水位を見させていただいて、一定を超えたら動作して、一定まで下がったら止まるというような制御でさせていただいております。

司会：よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございましたら。

住民：やっぱり納得できないですよ。先ほどのこと。一回でも超えたら。

住民：ちょっと今どきこういうこと言って、ちょっとおかしいかもしれないです。出なかったら、モニタリングの回数を減らしていくというふうに、そういう前提になっておるので、それはやっぱり費用の点ですか。

主任技師：そうです。費用対効果も含めまして。

住民：じゃ、効果はやっぱりやったほうが後のデータが多くなるから、判断しやすいんじゃないですか。判断がもっと正確に、正確かどうかわかりませんが、もっとやりやすくなるということではないですか。要は、費用がかかるから減らしていきましようというふうな考えかなというふうに思ってたんですけど。そうですか。

主任技師：そうです。もちろんやればやるだけデータは参考にはなるものが増えますので、もちろんその費用なり考えさせていただいて、どこまでやるのが望ましいのかという勘案させていただいての設定になっております。

住民：もし費用が許されるんなら、ずっとそのまま続けてできるだけとったほうがいいかなと思うんですけどね。そうじゃないと後からあのときやってないからこうやったというふうになっても、その費用が何ぼかかるかという点で、我々の後悔にならんようなことにならんのかなというふうにちょっと思ったんですけどね。どれを減らしたとかいって考えんで済みますのでね。こういうことをちょっと考えました。

室長：すみません。お答えになるのかわかりませんが、資料の9ページの上のところですね。今、表に出ているやつですけれども、費用の話も少しございましたけど、基本的な考え方としましては、これまで異常値とか検出されたものにつきましては、今までどおり測らせていただきたいということですし、今まで出てないものにつきましては年1回ということで、基本的には今までのずっと継続してきたモニタリング調査を考えまして、出ているものと出ていないもので仕分けをさせていただいたということでございます。

それから、そのまま測っていくんですけども、出なかったものにつきましては順次回数を減らさせていただけないかと、そのような考え方でございます。

住民：だから、結局は費用でやりますと。今のおっしゃっている内容はわかりました。出なかったものやから数を減らしていいでしょうと、そういうふうに判断したんですと、そういうことでしょうか。だから、それは何でそういう判断したか、なぜそういうふうに言っているのかと言うと、費用を安くなるからということではないんですか。何かそういう決まりがあるんですか。

室長：決まりはございません。決まりはないです。

住民：だから、希望としては費用が許す限りであれば、同じようにずっとやって季節がどうのこうのとかいう、どうのこうのではなくて、こうやっていてその中でのデータで判断するのがいいのかなというふうにも思いました。これは私の希望ですので、絶対に、先生が来られてどれだけお金がかかるのか、ええんかとか言われると言えんところがありますけども。

参与：やはり費用の面は大きいと思います。それで、重点的にやりたいんですよ。重点的にやる。それともう一つは先ほど常時監視というのを言いましたけれども、常時監視は極端に言えば毎正時に測りますから1日24回測るわけですね。それとこれとを組み合わせながら、合理的な方法はどうかということで探っていきたいというふうに考えています。それで、先ほど上向さんからありましたけども、そこの数字がどうしても出るんやったらそれは続けていかなあかんという話になりますので、続けていきつつ、合理化をやっていかないと回らないというふうに思っています。

住民：すみませんが、例えば合理化でやって回すのやったら、費用はどれだけかかるのか。実際にやったらこんだけですけども、こうなってこうなればこのぐらいですというのをわかれば納得するかもしれませんので。それが

わずかやったら、ええ、こんな少力でそんな悩んでそこまでみんなで決めたのというようになるかもしれないですね。

参与：今、年間1000万くらいかかっています。

住民：それと、ちょっと別件ですけど、今後のモニタリングの12ページのところでですけど、国に提出している実施計画において、目標に以下のものが設定されていると。これは実施計画を国に提出された時というのは私らのところに何か説明とか何かありましたっけ。三、四年前か、もっと前ですよ。

参与：もっと前。

住民：もっと前ですか。

参与：うん。実施計画自体は当然、この二次対策工事をやるときに。

住民：延長したときも出してるよね。

参与：ええ。緊急対策。一次対策のときにも出してますし、この変更で二次対策もやってますので、その皆さんに、実際の工事で細かいところは説明してますけども、その中身はこういう細かくありますけど、細かいとこまできちんと説明できているかどうかわかりません。紙はお出ししてますけれども。

住民：それで私のほうから、ここに目標達成状況の判断は以下のように定めているってこうやって決まってるんやみたいな書き方をしているから、ああ、こんなもんなんかなと思って。見たら実施計画を出したと。確かに何か県のほうが書かれてたようにホームページに載ってましたので、ちらっと見たんです。その辺でこれは出しましたとかこれを出しますとかいう説明とかは、聞いてないんじゃないかなというふうに。

参与：ですから、詳しい説明はできてないかもしれませんが、出しましたという事は必ずしたと思うんですけども。

住民：出しましたもあつたかな。

参与：それはやっているはずですよ。ちょっと私も今日覚えてないですけども。

住民：聞いてはいるけど忘れてるかもしれない。

参与：全くそれはお知らせせずにやってることはあり得ないので、いわゆる皆さんに説明するやつと、国にご説明するやつとちょっと中身が違いますので、皆さんのほうにご説明するやつを詳しく説明して、国にご説明したものについては少し省略しているかもしれません。

住民：まあそれはいいです。はい。

住民：もう一つ、Cの、7、8、9とあって、その水をとるということで第1回やったんですよね。あれ9番の井戸で鉄がたくさん出てきたような色がついてましたけれども、あれで下のほうも、7番が下ですか。8番が中間の井戸でいいんですかね。あれで評価するという話やったと思うんですけど、家庭ごみの。そうですね。今の結果として、どんな感じとされているかなと、どういう評価されているかなと思って。

主任技師：2年間の計画の第1回目ですので、最終、結論を決定づけるというところまでは行かないですけども、結果を見させていただく中で環境基準の超過、特にないという形で、特に直ちに何かしなきゃいけない、2年間の調査の中で何かしなきゃいけないというような状態ではないのかなというふうに考えております。

住民：今これで2年間やって評価できるなという印象なのか、これはどうなのか。例えば、鉄のほうは、上は出てたけど、下は出てないというのはずっと流れ切っていないということなんかなと。そしたら、そういう評価できないかなと思って。

主任技師：この鉄。

住民：単純に色があんだけ違うからぱっと思ったんですけどね。そしたら、また別のもんが来てるかもしれないとは思ったんですけど。

住民：電気伝導度が高いじゃないですか。

主任技師：ご質問としては、そもそもこの井戸の設定が調査の目的から見て適切でない可能性があるかどうかという話ですかね。

住民：よく分からないので、こちらのほうこれでいいかなと思っておられるのかなと。

主任技師：この三つの井戸で調査をさせていただいて、評価させていただいた

いというふうに考えております。

住民：この赤いのが赤くないようになったということは何かどっか行ったんですか。途中で止まったんですかね。

主任技師：一定、ほかからの流入もありますし、色で見ると結構違いますけど、数字自体は7も鉄、結構高いのが出てますので、若干きれいな水ではないのかなというふうには思っております。

住民：前回申し上げたことで、この処分場が自然環境に影響を与えているかどうかということ相対評価していただくという話で、上流と下流部分の電気伝導度に差がないことを確認すべきではないかといった話に関わる話なんですが、今回のモニタリング調査の地点というのは、この処分場の割と近辺に限られていますよね。最終的に前回申し上げたのは、H24-8(2)、K-1の二つを見るべきではないかという話をしたんですが、最終的な確認のときには、やはりもう少し範囲を広げて1回まず調査してもらいたいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

部長：今のはもっと下流でせよということですか。

住民：これは常時のモニタリングだから定期的にやっているものはこれでいいんだけどね。いざという、もうこれで間違いないですよねというときには、この範囲だけではなくて、もっと全体的なこれまでやってきた井戸とのデータの照合、5年後になるのかもしれませんが、何年後になるか分からないけど、それを1回やった上で納得したいと思うんだけど、その点はいかがですか。

主任技師：おっしゃっているのは、この二次対策工事の有効性だけではなくて、その後、最終まで含めてのお話。

住民：そうです。

主任技師：それにつきましては、ちょっとまだ今何も決めてない段階になりますので、〇〇さんの御意見をしっかり受け止めさせていただいて、またしかるべき時期に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

二次対策工事の有効性の確認といたしましては、今挙げさせていただいている地点で確認させていただきたいと考えております。

住民：ただ二次対策工事の有効性を確認できましたとあって、もうきれいになりましたね、はい、終わりますというのは、これだけという範囲で話が進



んでいるように思うんだけど、そうではないのね。

主任技師：二次対策工事に有効性があるというのと、全部手を放しますという。

住民：つまり跡地利用っていうのがこの後出てくるんだと思うんだけどもね施設の維持管理とかっていう。節目にはもう少し大規模な範囲でのしっかりとした調査が必要じゃないかなと思うんだけど、その見解はいかがですかということ。

室長：ありがとうございます。いろんな御意見をいただいたので、ちょっと一回整理させていただいてよろしいでしょうか。

お手元の資料、まず2ページをご覧くださいんですけど、モニタリングをする目的が二つございます。一つは、二次対策の有効性。これは皆さんとのお約束の話ですので、この工事がうまいこといったかどうか確認すると。これはいろんな項目を含めて、全体の傾向等を見て判断することだと思います。

下の特定支障除去等事業実施計画ですね。これは産廃特措法との関係で国に出しているというものですが、これにつきましてはスケジュール的には3ページの上を見ていただきますと、2年間で実施計画は判断することになりますし、その後、3年置きまして皆様とのお約束の二次対策工事の判断をするということでございます。その先につきましては場内廃止基準に向けて引き続きやっていくということになると思うんですけど、こういった二つの大きなものがあるということですが、モニタリングにつきましては、4ページをちょっとご覧くださいんですけども、4ページの上のところのモニタリング。これがいわゆる年4回測ると言っているものですので、名称のところはどこで測るかということに記載しておりますけれども、これだけの井戸で測らせていただきたいということでございます。

それで、二次対策工事の有効性のところに◎がついているものは評価対象としては水質、○は水位ということですが。実施計画のほうは国との話になるんですけども◎のついているところで判断させていただきたいということで、二次対策工事の有効性のほうが幅広く調査をさせていただいてというふうに考えております。

それと最後になりますけど、7ページの上のところの常時モニタリングとございますけども、これは今申し上げました定期的な検査を補う目的で常時やらせていただくものでございます。これも有効性の確認というものに参考にさせていただこうと思っております、モニタリングはいろいろな目的なり時期なりややこしいんですけども、平たく言いますと実施計画につきましては2年間で判断できるように環境基準でやらせていただきますし、有効性の判断につきましては申し上げたような様々なこと、あるい

は大気の関係もありますので、そういったことも含めて、またお示しをさせていただいた上でやっていきたいというふうに思っています。

住民：前回の確認で、ちょっとはっきりした返答をもらってないんだけど、再度申し上げると、国との関係上の調査をやって、その結果を国に上げることに關しては、このモニタリングの基本計画の範囲で私は十分だと思います。

申し上げたいのは、前回も言ったように、1番目の二次対策工事の有効性の確認、追加対策の必要性、ここの確認としては、今回のモニタリング調査だけでは私は不十分であるというふうに考えているんですね。つまり、追加対策が必要かどうかという判断をするときには、もっとトータルな調査をしてもらいたいと。だから、上流部、下流部でどのぐらいの電気伝導度の差が出るのかということで、そのためには有効な指標の一つになるだろうと思うから、また違った形での調査をお願いしたいということなんです。それは検討しますという返答でよろしいですか。その点だけ教えてください。

部長：この二次対策工事の有効性の確認は、絶対評価を基本として行いますが、機械的に二次対策工事の有効性の有無を結論づけるということはありませんで、さまざまな観点で評価をしたいと考えております。

例えば、具体的にはバックグラウンドとの比較による相対評価とか、一定の期間の変動傾向による考察、それとか基準に設定されていない一般項目の推移とか、いろいろな観点で総合的に見て評価していきたいと思っております。

こんなことも全体的にアドバイザーの先生の助言も受けまして、それからまた皆さんとも協議をさせていただいて、連絡協議会として有効性を確認していくという考え方で臨みたいと思っております。

住民：やりますということで解釈させていただきますね。はい。

司会：本日、会場使用時間の都合もございまして、ここで次の議題に移らせていただきたいと思います。

なお、1点だけお断りなんですけれども開会にあたりましてお断りしましたとおり、傍聴の方の御発言につきましては、協議会終了後に事務局でお伺いするという形にさせていただきたいと思っておりますので、こちらもご理解いただきたいと思います。

それでは、続きまして議事5、当面の敷地管理計画につきまして、ご説明をいたします。

主査：本年度より工事を担当しております駒井と申します。よろしくお願いし

ます。工事完了後、当面の敷地管理について、今回、今後の予定などをご説明したいと思います。

資料5につきましては、一番最後のページで両面印刷で一枚ものになっておりますので、ご覧ください。

来年度、令和2年度に工事完了を予定していることから、工事完了後の取組といたしまして、協定書に基づいた工事の有効性を確認していくことが大きなテーマとしてあります。そのためには、今の説明のありましたモニタリング計画に基づいた水質等のモニタリングを実施していく必要があります。

また、それに合わせまして、対策工の機能維持を図ることを目的に、工事によって整備しました施設の維持管理も合わせて進めていくことが必要であると考えております。

そこで、今回、当面の敷地管理といたしまして、工事完了後の令和3年度から、工事の有効性を確認します5年後の令和7年度を対象に、検討・整理していきたいと考えています。

また、その後につきましては、実際にモニタリングや維持管理の実績等を踏まえまして、改めて検討・整理していきたいと考えています。

続いて裏面、2ページ目なんですけれども、施設の維持管理については、現在の工事期間中におきましては、現場事務所がありまして工事業者さんが常駐している状況なんですけれども、工事後は事務所もなくなりまして、常駐している方もいないことから、点検についてと補修・維持管理についての大きく2点の内容を整理して、検討していきたいと考えています。

まず、左側の点検についてなんですけど、そもそもいつ、どんなときに、どの程度の点検が必要なのか、点検の種類として、日常点検や異常時の点検など、ケース別の整理が必要かなと考えています。

次に、そのケース別におきまして、職員で行うのか、専門業者へ委託するのかといった実施体制の検討であったり、どれくらいの頻度で実施したらいいのかという実施頻度も検討する必要があると考えています。

また具体的に、どういった点検項目をどんな点検方法で実施していくかといった、点検内容の整理していく必要があります。その後、点検結果の取りまとめ方であったり、様式等の整理方法を整理していきたいというふうに考えております。

続いて、二つ目の、補修・維持管理についてなんですけども、施設を維持していく上で、定期的な維持管理が必要なものと、異常発見時に補修対応するものがあるかと思えます。現在も実施しております水処理施設の保守に加えまして、定期的な維持管理といたしまして、覆土上の除草であったり、調整池や水路の清掃といったことが出てくるかなと思えます。

また、工事完了後すぐに対応することはないかもしれませんが、何年かたつと、舗装の修繕であったり、法面部のシートの修繕であったりということが出てくるかなと思えますので、点検を通じて補修対応していく必要

があると考えています。

また、ここに挙げました項目につきましては一部の例ですので、その他につきましても、今後検討、整理していきたいなというふうに考えております。

それでは最後に今後の検討スケジュールについてなんですが、目安ではありますが、こちら時期については、今後の協議会が予定されるであろう月で整理しておりまして、イメージとしましては、今年度、実施する内容であったり頻度について検討させていただきまして、来年度、春になりましたら、初年度、令和3年度に確定したいなというように考えております。

その後につきましては、点検結果の整理方法、様式等につきまして、検討整理させていただきまして、令和3年度に向けて準備していきたいなというふうに考えております。

以上で、資料5の説明を終わります。

司会：ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

住民：栗東市さんの関わり方について教えてください。全く無関係ですか。

栗東市：この維持管理の部分ですね。

住民：はい。

栗東市：まだその協議をしておりませんので、今のところ、栗東市がどうかかわっていくかというようなところは、県のほうとは協議させていただいておりません。

住民：市道があるよね、それからあの、下水に流れるんですね、排水が。そことの兼ね合いが問題になるかなと思いますけど、今後、検討されるんでしょうか。

栗東市：もちろん栗東市以外の土地の部分もございますので、この分の栗東市の関わりという部分については、ノータッチということではなくて、滋賀県と十分協議をしていきたいというふうに思っています。

司会：よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

会場の使用時間がございますが、あとわずか数分ほどではございますが時間があるんですけれども、ほかにご質問、ご意見等ございますか。

住民：先ほどの12ページのところですけれども、洪水の調整池ありますよね。これ、前、RDが作った時に県が計画したものですけど、水が入らないような調整池をつくって、何のためにつくったのか意味が分からない池をつくったわけですよ。今回は本当に水が中に入るんですか。前は全然入らなかったんですよ。雨水が入っただけで。一番上流からの、一番天端の側溝からの排水これ何も溝もなくて中に入るんですか。流れ的に全然解らん。

室長補佐：すみません。表面水がこの調整池に入るという設計をしております。ただ、この周辺のところ全部が入るかと言ったらそうではありません。三角の部分、西市道に面したところについては道の民地との境の水路を通してそのまま経堂池に流れているところもありますし、こちら水処理施設のあるところと斜路の部分はそのまま県道の方に流れるというのはあるんですけど、大半がこのほとんどこの調整池の中に入るような仕組みになっておるんです。

住民：入るんでしょう。だって勾配つけるんでしょ、これ。一番の天端のところ。

室長補佐：ああ、そうですね。

住民：斜めにするんですか。

室長補佐：勾配つけます。

住民：勾配つけたら行くやろうけど、勾配なかったら行けないですね。

室長補佐：周りから2%の上りの勾配をつけて、一部平らなところもありますけど、一応それぞれ周りのほう入り……まして、これ水路なんですけれども、そこに小段に水路を設けて調整池のほうに入るような形になっています。

住民：前回は全く意味のない調整池やったからね。

室長補佐：RDが作った調整池は。

住民：はい。あれはRDだけじゃなくて県が設計したもんやから、当然県の……やったんやけどね。水が入らないような調整池、何のために作ったんやと。雨水の雨が降る量を計算して、これだけの雨が降りますとそれでも大丈夫ですと言ってて実際は何も入らないんだから調整池は。

室長補佐：RDの前の作った水路というのは、実際、当時、現場の写真でしか見たことないんですけれども、今度、県が計画してます小段の水路等もございませんでしたし、完全に表面水がそれぞれに落ちて流れていったという写真から見て判断できる範囲ですけれども全ての水が当時RDが作った調整池に入るような構造にはなってなかったように思います。

住民：そうおっしゃるんだから入るでしょう。わかりました。

そしたら、もう一つだけ質問。前のところの26ページの家庭系ごみの影響に関する調査についてって書いてありますね。3カ所調査しておられる。けど、これ家庭系ごみって、なんでこれに限定するの。これはおかしいですよ。こんなん、この場所、家庭系のごみだけ浸透水が行っているわけじゃないですよ。全体の勾配を考えたら、廃棄物の今のDやとかEやとかの工区、ここは水流れたんやから、下流の水が流れてきてここに来ているわけやないから、それに限定するのはおかしいんじゃないですか。これは全然違いますよ。No.3でも有害物いっぱい出たのに。これでね。だから、こういう書き方するのは、何かちょっと惑わされているような感じして、僕らにしたらちょっと納得できないんですけれども。

主任技師：ご指摘のとおり、家庭系ごみなんですけど、もちろん中は産廃、RDのあるような状態ですって、工事途中というところもありますので、もちろん影響は多少出てくるかなと思いますけれども。

住民：処分場の影響に関するでいいんじゃないですか。処分場の。家庭系ごみなんか上げんでも。

主任技師：処分場の影響もあって調査が難しい中で、ただし家庭系ごみというものが遮水壁の外にあるのは事実ですので、その影響も何らかの方法で調査する必要があったので、何とか知恵を絞ってここにしましょうと。

住民：後日の話やね。後日と言ったらあれやけど何年もたってからの話。今すぐじゃなくて何年か後にやらないと意味がない。影響調査というのは今すぐじゃないよね。

主任技師：今させていただいているものです。

住民：今調べたって処分場全体の廃棄物やで。だから、家庭系ごみ残ってて、その影響やったら、もっと何年も以降やないですか、影響があるから出てくるか出てこないかは。今は分からない。

室長：すみません。もともと1月11日に協議会のほうでお示しさせていただい

ているのですがタイトルとしましては家庭系ごみの汚染状況に関する調査計画ということでございます。その辺からずっと家庭系ごみの話をずっと去年の井上からもこの場でも議論させていただいている、正しい表現じゃないかもしれませんが、いわゆる家庭系ごみの影響調査ということで今回のタイトルはさせていただいているということでございますから、内容的には〇〇さんおっしゃるように家庭系ごみのところの井戸の状況について調査をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

住民：じゃ、これ何年間続けるの。

主任技師：調査計画の中で2年間の・・・。

住民：2年間ぐらいやったらRDのごみやないですか。そんな言ってることとやろうとしていることがどうも僕らとピント合っていない。違うと思う。

住民：栗東市がかつて埋めた一般廃棄物があって、それを処分場の遮水壁の内側に持っていかなければいけないだろうと我々は言っていたんだけど、そうではなくて、遮水壁の外側に残したままに工事が行われてしまったわけで、じゃあ、それは周辺の地下水に影響してないのかということと訴えて、それで県がこのたび、家庭系ごみというか、栗東市のかつての一般廃棄物の周辺環境への影響を調べましょうとやって始めたんです。それは分かって。

住民：だけど、2年ぐらいでやめるんだったら上流、流れる方向から言ったら、ここはRDからの廃棄物というか、浸透水が流れていたところじゃないですか。そうでしょう。だから、それがいっぱい残っている状態じゃないですか。2年以降調べないんやったら、家庭系のごみから出てきた廃棄物がもっと後で出てくる可能性があるんじゃないですか。

住民：2年間というのは僕も初めて聞いたんですけど、とりあえず今回調査してみましたと、C7でカドミウムも出てますから、もう少し詳しく調べましょうということだと思えるんだよね。継続的にね。だから、その状況を見ながら今後の対応は決めていくことになるんだろうと思えますけど。

住民：だから、2年というのはおかしい。やるんだったらもっと違う。

主任技師：計画の中で、2という数字を出させていただいているんですけどけれども、終わるときには、もちろんこちらでしっかりご報告させていただいてからになるとは考えております。

司会：それでは、ご議論が続いているところではございますけれども、会場の使用時間がございますので、以上をもちまして第30回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきます。

なお、次回の開催につきましては、11月中旬頃を予定しております。次回もよろしくお願いたします。

また、10月中旬頃になりますけれども、現場見学会を実施する予定でございます。詳細につきましては、日程が決まりましてから、改めてお知らせをさせていただきたいと思っております。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございました。